

## 川越市観光客分散化促進事業業務委託仕様書

### 1 業務名

川越市観光客分散化促進事業業務委託

### 2 業務の目的

本業務は、観光客の滞在時間が短く、来訪エリアが日中の一番街周辺部に集中している課題に対し、AR等のデジタル技術を活用することで、一番街周辺部に集中する観光客を下記実施場所への分散を促進し、回遊性を高め、滞在時間の延伸、消費単価の向上を図ることを目的とする。

### 3 契約期間

契約締結日から令和7年3月31日（月）まで

### 4 実施場所

喜多院周辺地域、川越城周辺地域、伊佐沼地域（グリーンツーリズム拠点施設を含む）

### 5 業務内容

#### (1) AR等のデジタル技術を活用した体験型コンテンツの作製業務

ARコンテンツと地域の紹介動画を作製し、同じアプリ内もしくはウェブブラウザ上で配信すること。

##### ① ARコンテンツの作製

一番街周辺部から喜多院周辺地域、川越城周辺地域、伊佐沼地域（グリーンツーリズム拠点施設を含む）への回遊性を高める内容のARを作製すること。

- ・各地域、異なる体験を用意すること。
- ・各地域の資源を活用しつつ、利用者がより楽しむことができる体験を提供すること。
- ・指定のスポットに、QRコードやARマーカ一等の表示物を設置し、それらをスマートフォン、タブレット端末等（以下「個人端末」）でスキャンする

ことで、体験が可能となるものとする。

## ② 地域の紹介動画の作製

喜多院周辺地域、川越城周辺地域、伊佐沼地域（グリーンツーリズム拠点施設を含む）を紹介する動画を作製すること。

- ・AR等の疑似体験ができる映像技術を活用すること。
- ・時間は30秒～60秒程度とする。
- ・旅前のコンテンツとして、地域の魅力が伝わり、来訪意欲を誘発、促進できる内容とすること。

【企画提案においては、以下の記載事項に基づいた内容を提案すること。】

### 利便性

作製するコンテンツは、操作が容易で、使いやすい構成にすること。

- ・ARコンテンツの形式は、アプリもしくはウェブブラウザでのサービス提供とし、形式選択においては提案によるものとする。ただし、選択した形式のメリットおよびデメリットを提示し、それらをふまえてその形式を選択する理由を明らかにすること。
- ・ウェブ形式の場合は、スマートフォン、タブレット端末等の各ブラウザで支障なく利用できること。ただし、各ブラウザはいずれも仕様書公開時点での最新版とする。
- ・アプリ形式の場合は、iOS およびAndroid のいずれにも対応するものとし、利用者が普段使用している個人端末に対応するものであること。
- ・公道上や歩きながら及び夜間の操作は禁じる内容とし、市民生活への影響及び利用者の安全に配慮すること。
- ・本市の通信環境等を調査し、使用の快適性を考慮すること。
- ・日本語及びインバウンド用として英語を含む2か国語以上とすること。
- ・利用者向け使い方ガイド機能を設定すること。

### 創意工夫

AR体験に魅力を感じ、一番街から上記実施場所である3地域への回遊性を高めるとともに、各地域を楽しみながら回遊できる工夫がされた提案をすること。

- ・すべての地域又は特定の地域で体験をするとオリジナルスタンプや画像等の特典がもらえる仕組みを提案すること。

- ・各地域のスポットを巡るよう誘導し、満足度が向上する仕組みを提案すること。

(2) AR等のデジタル技術を活用した体験型コンテンツの維持管理業務

- ・体験型コンテンツの運用開始は令和7年1月10日（金）とし、運用開始後から適切な維持管理を開始すること。
- ・運用開始後に必要となるサーバー環境等は、受注者が用意し、受注者の責任において管理すること。
- ・システムトラブルが発生した際、速やかに対応できるよう適切な人員配置とすること。
- ・契約期間内の運用・保守を行うこと。契約期間内に不具合等が見つかった場合は、これを修正し、円滑な運用のために真摯に対応すること。
- ・運用開始後における運用マニュアルを作成すること。
- ・24時間365日利用可能な状態とし、システム更新や点検等により利用が出来なくなる場合、事前に発注者に連絡するとともに、コンテンツ上においても、事前に告知すること。
- ・利用にあたって、利用者情報等を扱う場合は、適正に管理するとともにセキュリティ体制を万全にし、漏洩することが無いように講じる。なお、万が一漏洩した場合、並びに漏洩が疑われる場合等は速やかに発注者に報告するとともに、原因究明と改善措置を講じ発注者に報告すること。

【企画提案においては、以下の記載事項に基づいた内容を提案すること。】

**経済性**

運用開始後の月々の維持管理費用は、コストパフォーマンス及び持続可能性が高い提案をすること。

(3) 分散化を促進するコンテンツの企画立案、作製、実施業務

上記①とは異なる自由な発想による手法で、一番街周辺部から上記実施場所である3地域の全部または一部に分散できるコンテンツを企画立案、作製、実施すること。

なお、企画立案にあたり、上記実施場所以外の区域を含めることで、回遊性が

さらに高まると考えられる場合においては、上記実施場所以外の区域を含めることも可とする。

- ・コンテンツの運用開始時期は、概ね令和7年1月10日（金）から1月26日（日）までの間とする。
- ・維持管理については、目視による軽微な確認作業や観光案内所等による紙媒体等の配布・案内作業等を除いて原則不要とし、令和7年度以降も、維持管理費用が発生しないものとする。

【企画提案においては、以下の記載事項に基づいた内容を提案すること。】

#### 誘因力

コンテンツが、魅力的で、一番街周辺部から上記実施場所である3地域全てに強く誘因する提案をすること。

#### (4) プロモーション業務

対象とする観光拠点にポップアップブースを設置し、来場者にAR体験を提供するイベントを開催することで、作製したデジタルコンテンツの利用促進を目的とする。

- ・実際の場所での体験を通じて、対象地域の魅力が伝わるものとする。
- ・イベントは、運用開始時期（概ね令和7年1月10日（金）から1月26日（日）までの間）に数日間開催すること。
- ・開催場所や日程、イベント名、内容等について、発注者及び対象となる地域の関係者との協議や連携により、地域と一体となって、決定すること。
- ・提案内容が地域に与える影響を考慮し、地域の関係者の理解や協力を得ることで、持続的に継続していける提案とすること。
- ・地域経済に貢献し、事業として発展させること。
- ・本事業における企画を常設化し、持続的に発展していける内容とし、令和6年度の実施内容と次年度以降の実施内容について、明確に分けて提案すること。
- ・次年度以降については、市の財政面での負担がないプロモーション方法を提案すること。

【企画提案においては、以下の記載事項に基づいた内容を提案すること。】

## 独創性

作製したデジタルコンテンツの利用促進及び対象とする観光拠点の魅力が伝わる、革新的で独創性のある提案をすること。

- ・ イベント会場となるエリア内を回遊するAR体験イベントを提案すること。
- ・ AR体験ができる、ワークショップを提案すること。
- ・ ARフォトブースを設置し、利用者自らがSNS等で発信をしたくなる仕組みを提案すること。
- ・ キッチンカー等の飲食を取り入れることで、滞在時間の延伸を図る提案をすること。
- ・ イベントの周知方法を提案し、受注者側が実施できる内容とすること。
- ・ 雨天時にもイベントが開催できるよう、テント設置や屋内への移動等、代替案を提案すること。また、安全を最優先すること。

### (5) プロモーション映像の作製業務

- ・ 発注者及び発注者が指定する者の広報媒体（ウェブサイト、SNS等）で当事業全体をプロモーションするための映像（30秒～60秒程度）を作製すること。
- ・ 作製したプロモーション映像の効果的な活用方法について、提案すること。

【企画提案においては、以下の記載事項に基づいた内容を提案すること。】

## 拡張性

本事業の魅力が最大限に伝わり、目的達成に繋がる効果的な提案とすること。

- ・ その他、より効果のあるプロモーション手法がある場合には、提案すること

## 6 留意事項

### (1) 打ち合わせ

- ① 契約締結後は、受注者と発注者との間で、必要に応じて打ち合わせを実施すること。
- ② 打ち合わせの結果、企画提案書の内容に修正・調整等を加えて実施する場合がある。
- ③ 受注者は、発注者と打ち合わせを行った際には、打ち合わせ記録を作成し、

相互に内容を確認し、記録を完成させることとする。完成した打合せ記録はデータ形式（W o r d 及び P D F）で発注者に提出すること。様式は任意の様式とする。

## (2) 資料の提供

- ① 本事業の実施にあたり、必要な資料を本市が所有する場合には、必要に応じて貸与を受けることができる。資料の貸与を受ける場合には、そのリストを作成して本市に提出することとし、貸与された資料は、業務完了時に全て返却すること。
- ② ①以外の資料については、受注者の責任において収集すること。その際に、第三者が権利を有するものかどうかを調査し、権利を侵害しない方法により使用をすること。

## 7 成果品

業務内容	成果品
5-(1) AR等のデジタル技術を活用した体験型コンテンツの作製業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・円滑な実装をもって成果とする。</li> <li>・運用マニュアルをデータ形式（W o r d 及び P D F）で提出すること。</li> </ul>
5-(3) 分散化を促進するコンテンツの企画立案、作製、実施業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・デジタルコンテンツの場合は、その円滑な実装をもって成果とし、デジタルコンテンツ以外の場合は、作製した物品の納入または設置をもって成果とする。</li> </ul>
5-(5) プロモーション映像の作製業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・データ形式（MP 4）で提出すること。</li> <li>・DVD-Rで提出すること。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提案による宣伝媒体がある場合は、データ形式（P D F、MP 4等）で提出すること。</li> </ul>

## 8 委託業務実施計画書の提出

受注者は、本契約締結の翌日から起算して10日以内に委託業務実施計画書を提

出しなければならない。なお、契約締結後に発注者と初回の打合せを行い、業務スケジュールの調整を行った上で提出をすること。

## 9 支払い

委託料の支払いは、3回払いとし、下表のとおりとする。

なお、各対象期間の実施状況については、委託業務実施報告書により行うものとする。

回数	対象期間	報告書の提出期限	業務内容
1回目	契約締結日から令和7年1月31日まで	令和7年2月10日まで	5-(1) AR等のデジタル技術を活用した体験型コンテンツの作製業務及び月々の維持管理費用 5-(3) 分散化を促進するコンテンツの企画立案、作製、実施業務 5-(4) プロモーション業務 5-(5) プロモーション映像の作製業務
2回目	令和7年2月1日から2月28日まで	令和7年3月10日まで	5-(2) AR等のデジタル技術を活用した体験型コンテンツの維持管理費用
3回目	令和7年3月1日から3月31日まで	令和7年3月31日	5-(2) AR等のデジタル技術を活用した体験型コンテンツの維持管理費用

※ AR等のデジタル技術を活用した体験型コンテンツの維持管理費用が、契約締結日から運用開始予定日（令和7年1月10日（金））までに発生する場合には、1回目の報告書に記載の上、請求すること。

## 10 契約保証金

契約保証金は免除する。

## 11 再委託

受注者は、本業務の一部を第三者に再委託する場合は、以下の事項を明記の上、事前に書面にて提出し、発注者の承諾を得ること。

- (1) 再委託する業務の内容
- (2) 再委託が必要な理由
- (3) 再委託先の名称
- (4) 再委託先に対する管理・監督方法
- (5) その他発注者が必要と認める事項

## 12 著作権について

- (1) 受注者は、納品した成果品について、発注者が広報や、広告活動を行う際、自由に使用できるよう著作権法（昭和45年法律第48号）第18条から第20条に規定する著作権の権利を行使しないこととする。
- (2) 成果品に係る著作権法第21条から第28条に規定する著作者の権利のうち受注者に帰属するものは、成果品の引き渡し時に発注者に譲渡するものとする。本件業務によって作成された成果品にかかる内容すべては発注者に使用権が帰属する。
- (3) 受注者は、受注者が発注者に引き渡した成果品の全てについて第三者の有する著作権等を侵害するものでないことを保証するものとする。第三者の有する著作権等を侵害した場合は、受注者は、その損害を賠償し、必要な措置を講じなければならない。
- (4) 受注者は、第三者の有する特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の知的財産権を使用するときは、その使用に関する責任を負わなければならない。
- (5) 発注者は、前項までの著作権上の権利を第三者に譲渡しない。
- (6) 前号までの規定は、再委託された場合の再委託先またはそれらの従業員に対しても適用する。

### 13 個人情報保護

発注者及び受注者は、この契約による業務を履行するため個人情報を取り扱う場合、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

### 14 不可抗力

受注者は、本件業務の履行に関し、自己の責めに帰すべき事由により生じた毀損その他の損害はすべて受注者の負担とし、その賠償の責を負うものとする。ただし、発注者の故意若しくは天災地変、戦争、暴動、内乱、テロリズム、重大な疫病、その他の不可抗力、法令の制定・改廃・公権力による命令・処分、争議行為、輸送機関・通信回線等の事故、その他受注者の責に帰することができない事由は、この限りではない。

### 15 信義則

発注者及び受注者は、本件業務の内容に関して疑義が生じた場合及び本仕様書に定めのない事項に関しては、信義誠実の原則に従い、発注者、受注者対等な立場で協議し、対応を決定するものとする。

### 16 担当課

川越市 産業観光部 観光課 観光企画担当（担当 中村・小林・島崎）

所在地 〒350-8601 埼玉県川越市元町1-3-1

電話番号 049-224-5940（直通）

FAX 049-224-8712

メール kanko★city.kawagoe.lg.jp

（送信する際は、★を@に置き換えること。）